

(重要事項説明書) 別紙利用料金表 (令和3年4月現在)

たんぼぼ訪問介護事業所の障がい福祉サービスの利用料(1割負担分)は、おおよそ以下の通りです (例)

	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満	1時間15分以上 1時間30分未満
家事援助	121円	174円	224円	272円	313円

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満
身体介護	292円	458円	667円	760円	855円	950円
通院等介助(身体介護伴う)	292円	458円	667円	760円	855円	950円
通院等介助(身体介護伴わない)	121円	224円	313円	391円	470円	549円
同行援護	217円	342円	494円	568円	642円	716円

通院等乗降介助	1回につき	101円
初回加算	1回につき	200円
緊急時訪問介護加算	1回につき	100円(月2回まで)

(注)

- ヘルパー2人で行う介護に該当する場合は、ご利用者の同意を得てサービスさせていただきます。この場合の利用料は、倍額となります。
- 夜間(18:00~22:00)・早朝(6:00~8:00)のサービスは、25%増しになります。但し、初回加算及び緊急時訪問介護加算は割増しになりません。
- 通常の事業の実施地域(飯能市・日高市・入間市)を超えて行なう居宅介護等に要した交通費は、その実費が必要になります。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1Kmあたり50円を乗じた額になります。
- 電車・バス等を利用して重度訪問介護を提供した場合には、ヘルパーの交通費として実費が必要になります。
- ヘルパー自ら運転し通院・買い物等を行った場合、それに要したガソリン代は、1kmあたり30円を乗じた額となります。ただし、10円単位を四捨五入し、100円単位とします。また、最低額を100円とします。  
また、ヘルパー自ら運転し通院等乗降介助を行った場合、ガソリン代の他迎車代が必要になります。迎車代は、事業所またはヘルパー宅から、利用者宅または目的地までの距離により、5Km以内100円、15Km以内300円、15Kmを超える場合400円とします。
- 初回加算 : 新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合又はその他のヘルパーが初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合、ひと月につき1回加算されます。尚、初回時のほか、利用者が過去2月に事業所からサービスを受けていない場合も同様です。
- 緊急時対応加算 : 利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更等を行い、ヘルパーが利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合(利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内)は、ひと月につき2回を限度として、1回ごとに加算されます。
- 特別地域加算 : 中山間地域等に居住している利用者に対して提供されるサービスに対して、15%加算されます。受給者証にその旨記載がある方が対象になります。
- 身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助は、特定事業所加算(I)が算定されております。
- 利用料には、地域区分上乗せ分30年度(10.18%)及び介護職員処遇改善加算(22.1%、但し重度訪問介護のみ4.1%)が算定されております。
- 利用料は、実質1円未満の端数が生じる為、ひと月分の合計請求額は、数円の誤差が生じます。